高知県園芸品販売拡大協議会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県園芸品販売拡大協議会負担金(以下「負担金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的)

第2条 県は、地域の実情及び課題並びに多様な実需者ニーズに対応した県産園芸品の販売 拡大並びに農家所得の向上を図るため、産地と卸売市場及び実需者との連携強化、生産から販売までが一体となった流通販売等、高知県園芸品販売拡大協議会(以下「負担事業者」という。)が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内で負担金を交付する。

(負担対象経費、負担率等)

第3条 前条に規定する事業(以下「負担事業」という。)の負担対象経費、負担率等は、別表に定めるとおりとする。

(負担金の交付の申請)

- 第4条 負担事業者は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による負担金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、添付資料として、負担事業者が県税の納税義務者である場合は、滞納がない旨を証する納税証明書を提出し、県税の納税義務がない場合は、別記第2号様式による申立書を提出しなければならない。
- 2 負担金の交付を申請するに当たっては、当該負担金に関する消費税仕入控除税額等(負担対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(負担金の交付の決定)

- 第5条 知事は、前条の規定により負担金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、負担金の交付の決定を行い、別記第3号様式により負担事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。
- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を 含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を いう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(負担の条件)

- 第6条 負担事業者は、負担金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 負担事業が予定の期間内に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、 速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠 書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、 負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当 該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 負担事業の実施に当たっては、前条ただし書第1号から第10号までのいずれかに該当すると 認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わな ければならないこと。

(負担事業の変更)

- 第7条 負担事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当して変更を行おうとすると きは、あらかじめ別記第4号様式による負担金変更申請書を知事に提出し、その承認を受 けなければならない。
- (1) 負担金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じる場合
- (2) 負担事業の内容の重要な部分に関する変更

(負担事業の中止又は廃止)

第8条 負担事業者は、負担事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別 記第5号様式による負担事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けな ければならない。

(実績報告等)

- 第9条 負担事業者は、負担事業が完了したときは、負担事業の完了の日若しくは負担事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による負担事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。
- 2 負担事業者は、第4条第2項ただし書の規定により負担金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該負担金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを負担金額から減額して報告しなければならない。
- 3 負担事業者は、第4条第2項ただし書の規定により負担金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該負担金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 負担事業者は、負担金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 知事は、必要があると認める場合は、負担事業者に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(負担金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、負担事業者が負担金を他の用途に使用し、又は負担金の交付の内容、条件 その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、 負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に負 担金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。 (グリーン購入)

第13条 負担事業者は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 負担事業又は負担事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条、第9条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表 (第3条関係)

負担対象経費	節区分	内 容	負担率
 大消費地及び地方 エリアに関すること 集内外及こと 県進すること 県産財産園上に対ける 国生に関すること 場面にとります。 場面にとります。 場面にとります。 場面によります。 場面によりまする。 場面によります。 場面によります。 場面によります。 場面によりまする。 はるによりまする。 はるによりまする。 はるによりまする。 はるによりまする。 はるによりまする。<td>賃 金</td><td>調査に係る日々雇用、事務補助員 雇用経費等</td><td rowspan="8">2分の1以内 ただし、知事が特に 必要と認める場合 は、この限りでな い。</td>	賃 金	調査に係る日々雇用、事務補助員 雇用経費等	2分の1以内 ただし、知事が特に 必要と認める場合 は、この限りでな い。
	報償費	専門家謝金、セミナー講師謝金、販促イベント協力謝金等	
	旅費	招へい旅費、生産者派遣旅費等	
	需用費	提供食材及び提供花材の購入、販 促資材の購入その他事業実施に 必要な消耗品費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費、修繕料及び材料 費等	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料、広告料等	
	委託料	国内外における県産園芸品の販売拡大や消費拡大、認知度向上の ための業務に係る委託料	
	使用料及び賃借料	会場等使用料、自動車等借上げ料等	
	負担金補 助及び交 付金	商談会・販促イベント出展料等	
	公課費	契約に係る印紙代	